

## 兵庫県の譲渡事業と飼い主の会の活動

### An Adoption Program and the Activities of an Owners Society in Hyogo Prefecture

三谷雅夫 兵庫県動物愛護センター 三木支所 課長

Masao MITANI Manager, Hyogo Animal Wellbeing Center, Miki Branch



御紹介にあずかりました、兵庫県動物愛護センター三木支所の三谷です。

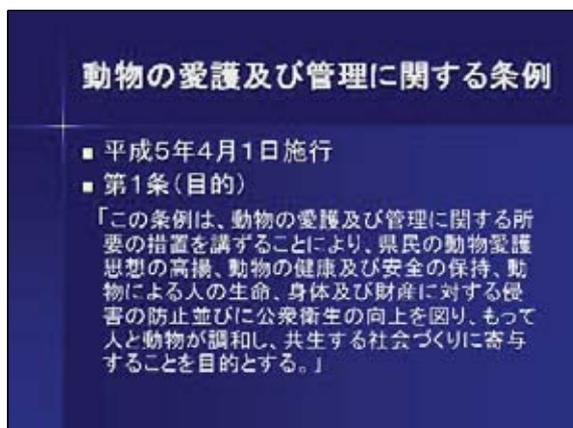
それでは私からは、兵庫県動物愛護センターで行っています犬の譲渡事業と、譲渡した犬の飼い主との連携という視点から御紹介をさせていただきたいと思っております。

兵庫県では平成5年に、人と動物が調和し共生する社会づくりということを目的とし、動物の愛護及び管理に関する条例が施行されております。この人と動物が調和し、共生する社会づくりということのための基幹施設として、平成10年4月に兵庫県動物愛護センターがオープンしております。その後、龍野支所が平成17年8月にオープンしましたのに続きまして、三木支所、淡路支所と開設しております。

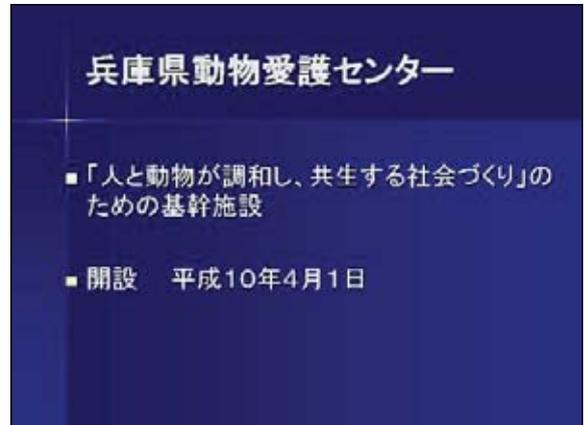
【スライド1】 【スライド2】 【スライド3】 【スライド4】



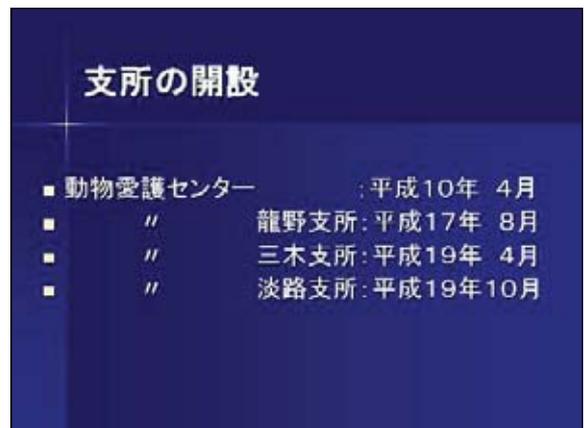
【スライド1】



【スライド2】



【スライド3】



【スライド4】



【スライド5】

兵庫県の地図を出しております。少し詳しくはわかりませんが、行政としては兵庫県内には大きな市として、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市があり、これらの市につきましては、図では灰色で示しておりますけども、政令指定都市、それから中核市として、いわゆる飼育動物の事務というのはそれぞれの市でされているんで

す。したがって、自治体としての兵庫県が管轄している部分は、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市を除いた部分というふうになっております。

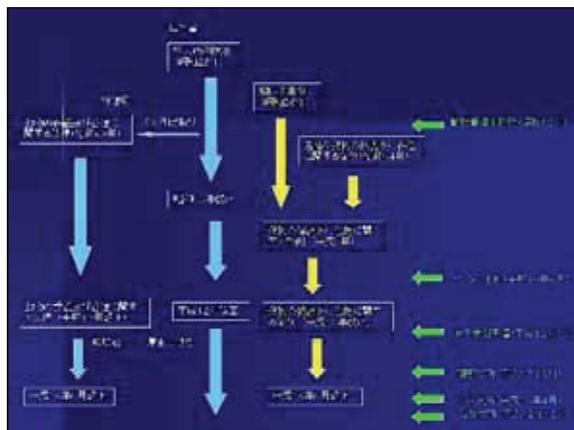
兵庫県動物愛護センターの本所の方は緑で示しております、いわゆる阪神間という部分を従前、管轄しておりましたが、ことしの4月からは水色と紫の部分ですね、三田市と篠山市と丹波市を愛護センターの方で管轄するようになっております、ことしの4月からです。それから赤色の部分が三木支所で、黄色の部分が龍野支所で、ピンクの部分が淡路支所で管轄しております。

そうすると兵庫県は大変広いんですが、北の方ですね、いわゆる但馬地域につきましては、現在は豊岡健康福祉事務所、いわゆる保健所の組織ですけれども、そちらの方で所管しております。ここにつきましても、他の支所と同様の施設を建てるべく今、計画が進んでいるところでです。【スライド5】



【スライド6】

これが本所の方の全景のイラストです。武庫川の河川敷に建っているというようなロケーションになっております。【スライド6】



【スライド7】

続きまして、少し細かいのですが、私どもが仕事をしております根拠となっております関係法令について簡単に説明させていただきたいと思っております。まず、狂犬病予防法が昭和25年に施行されました。この法律に基づい

て都道府県等に獣医師である狂犬病予防員と技術系の職員が配置されて、いわゆる保健所に犬舎等が整備されたというところなんです。昭和48年には動物の保護及び管理に関する法律が施行されました。当初は理想的な部分が非常に大きなものを占めていたのですが、この法律も二度の改正を経まして、動物取扱業の規制であるとか、特定動物の規制ですね、それから遺棄や虐待に対する罰則等々、実質的な内容に変化しております。名称も動物の愛護及び管理に関する法律に変わっておりますが、この法律も多くの自治体では狂犬病予防法を所管していたところで所管しているということです。

一方、自治体で制定する条例についてですが、昭和35年前後には多くの自治体、都道府県等で飼い犬に関する条例ですね、それから昭和54年前後には、いわゆるライオンとかトラとか大型のワニとか蛇とかを飼う場合の規制的な、いわゆる危険動物の条例というのが全国の自治体できております。

その後、大きな体制の変化はなかったんですが、平成5年ごろにこれらの規制的な条例の内容に加え、例えば動物の健康と安全の保持であるとか、動物愛護思想の高揚というような部分を取り入れました総合的な条例をつくるという機運が高まりまして、兵庫県でも平成5年に動物の保護及び管理に関する条例ですね、今は動物の愛護及び管理に関する条例という名称になっておりますが、これらが制定されております。

これらの条例につきましても、同じ狂犬病を所管する部局が所管しているというのが多くの自治体の例です。つまり何が言いたいかというと、日本ではこのような法令の流れの中で、犬や猫等の飼育動物の健康と安全の保持であるとか、適正な飼養であるとかの指導、啓発、これらの分野の仕事が、この法律の流れの中で行政機関がその業務の大きな部分を占めているということになると思います。【スライド7】

平成20年度殺処分数(県管轄分)

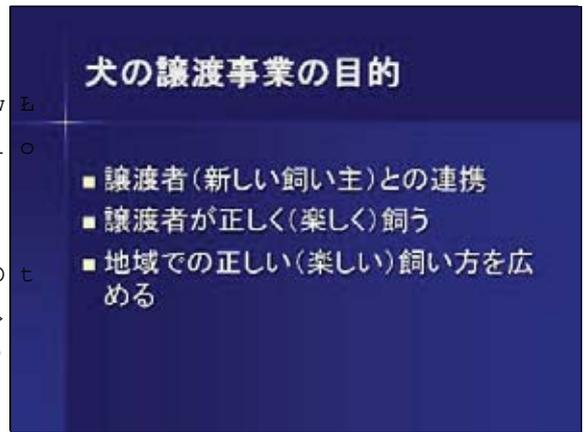
■ 成犬	: 1,465
■ 子犬	: 517
■ 成ねこ	: 1,288
■ 子ねこ	: 3,571
■ その他動物	: 0
■ 合計	: 6,841

【スライド8】

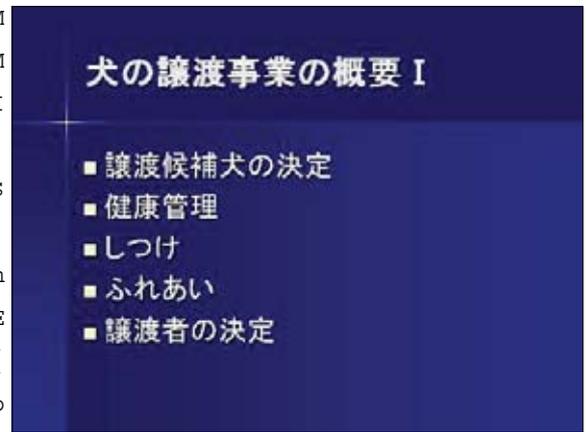
愛護センターという名称とか、先ほどの施設の全景とかを見ていただくと、譲渡とか啓発事業等を中心に仕事を行っているというふうに思われる、そういうイメージを持たれる方もいらっしゃるかも知れませんが、実際には先ほどの法令をもとに行っている、徘徊している犬の収容であるとか、犬、猫の引き取りですね、それから、それらに伴う殺処分ですね。あるいは特定動物であるとか、動物取扱業の規制ですね、これらが今の私どもの業務の大きな部分、大部分と言ってもいいかもしれませんが、を占めているというのが現実なんです。これは先ほど言いましたように、兵庫県、自治体としての兵庫県ですね、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市を除く部分での平成20年度の殺処分数です、私どもの方でも犬、猫合わせて6,841頭という動物を処分しているというのが現実なんです。【スライド8】

y 0 J t ' ' o z ] p x X w E I ~ w E  
 \$ q M O w p b U z t h j x q | . w z \ x ' l o  
 ' l o s M o z • V s O M s  
 o z X w Y ' M ' M M q M O w t 0 b g r  
 \ q U z X w r : w \_ n t m s U q M O ~ O t  
 Q o M b { f w O s \ q T z a j c • »  
 p x E I X w ' > p b v z ' M ' M ^ q w "  
 q M O \ q t O V M o ~ " ' o M b {  
 y E I ! Z h M U Y ' X z \ x , ' X ' O q M  
 O \ q s p b Z r z X Y ' X z , ' X q M  
 \ q i q ¥ O p b Z r z f ¥ 0 b q M  
 w x j z E I ^ h E I  
 » U " ' o < p z X w Y ' M z , ' M ' M M  
 o O z C C ' o S O q M O \ q E \$  
 ' o X w E I ~ l o S A B t \$ / B B : A  
 f p x z p : " \_ o M h  
 x X w E I q M O w U t M w p z X w E  
 « t E I w v o t ^ d o M h i V b {  
 I ' 4 X w > t m M o p b U z a j c • » p  
 0 ' h z V l h X w O H z 6 U M w z  
 H X q ' o w z U K \ q z q M O \ q U < ^  
 h w E I ' 4 X q ' o M b {  
 y H ^ g t m M o p b U z " w / \ < w z  
 T / ° « % w s l o M b { ' m Z  
 m M o p b U z ? , t T , \$ s H - p b v z  
 f l » « ~ z ^ f l ~ 0 z f T S  
 z d s r l o M b { f T ~ K M w M  
 b U z r ~ K M w h w " , l o S ' o  
 ? , t T ~ K M - « E  
 l o b { f \ p q w q Q o M X q M O \

q i q ¥ M b { • » t x X  
 X S b ' z ^ S b ' z f E z ~ s w  
 a S b w p z \ q w q M O \ q \  
 w 8 t ) \$ ' o M X O t ' o S b {  
 y E I w > t m M \$ p s b U < z p x ?  
 , t T E I w ' ! Z ' Z o M b { ~ K  
 M ~ p l l U M t X q ' o l h ' z  
 ! Z ' Z o b { ! t x » U ' ' o z  
 E ¥ p K q T z H ^ R p K q T z E I l l b  
 g p K q T z s t m M o < l o M b { E  
 I > t m V ' o x { w " 0 q T z p » U  
 ' h " 0 z \ ø \$ t : w » p Q b  
 O t ' o M b A { B t B / B B : : A



【スライド9】



A B t B / B B : : A



譲渡が決定しましたら譲渡会ということですが、標準的な例で言うと12週齢前後で新しい飼い主さんのところに行くようになります。譲渡会では、非常に伝えたいことは多いのですが、情報過多になるとなかなか難しいので、2時間程度の中で法令遵守のことであったり、なぜ避妊去勢手術が必要なのかということであったり、子犬をきょう連れて帰ってどんな管理の仕方をしてくださいというようなことを、講習を行った後、譲渡しております。

譲渡後調査ですが、譲渡の2週間後には複数の職員で家庭を訪問して、飼育状況とか、家族との関係とかを確認するとともに、いろいろな状況に応じたアドバイスを行っております。譲渡後調査の方は2週間後の後は1年後に行っております。

しつけ教室の方ですが、譲渡後調査の2週間後、譲渡してから約1カ月後、犬とともに再びセンターに来ていただきまして、しつけの基本ということを講習するようになっています。

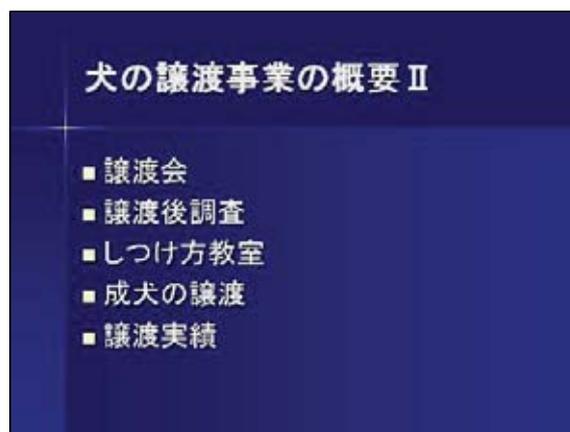
成犬の譲渡についてですが、基本的には同じような流れなんですけど、成犬の場合は譲渡候補犬の選択に当たっては、気質判定であるとか基礎疾患の有無については、より慎重に行っています。成犬については飼い主さんとのマッチングの問題が非常に強いので、譲渡決定に際しては事前に訪問したり、あるいは必要に応じて1週間程度の試行期間ですね、お泊まりとってまっすけども、を実施しています。その後に譲渡するか否かを決定しています。

なお、成犬については原則的にはセンターの方で不妊措置を実施してからお渡しするというようにしています。子犬につきましては、お約束として、約束だからしてもらおうということではなくて、不妊措置の必要性を理解してということなんですけど、生後6カ月になりましたら飼い主さんの責任で実施していただくということでお渡ししています。【スライド11】

次に、譲渡実績です。各支所につきましては、オープンができておりますので、空欄のところが多いんですが、兵庫県全体としましては、平成20年度末までに成犬で78頭、子犬で639頭を譲渡しております。

【スライド12】

次に、子犬の例で、センターでどういうふうに過ごしているかというのを少し、ちょっと動画で持ってきたのでごらんください。これは子犬保管室です。最初に子犬が来るところです。ここで検疫を兼ねて飼育しています。これは職員が手からえさを与えているところです。こちら8匹兄弟でした。子犬保管室は日光が入らない構造なので、日光浴させているところです。【スライド13】



【スライド11】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
本用	1	2	3	4	5	6	7	8	9	52
譲野支所	10	11	12	13	14	15	16	17	18	136
三木支所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	52
譲野支所	10	11	12	13	14	15	16	17	18	136
合計	22	26	31	36	41	46	51	56	61	318

【スライド12】



【スライド13】



これはモデル猫ですが、4週、5週あたりからずっと猫にも意識的に触れさせるようにしています。今はセンターでは猫の飼育スペースも子犬が見れるところになってます。これは屋外です。いろいろな感染症の問題もあるんですが、1回目のワクチンが済んだころには積極的に、これは土ですけども外に出すようにしています。センター本所の方は伊丹空港に近いので、上空をかなり、風向きによっては低空で飛行機が通ります。上空から、上からの音にならすという効果もあると思います。

【スライド14】

これが基本的な服従訓練です。8週ぐらいから始めます。おやつ使って、行動誘導してお座りさせて、伏せさせて、褒めてあげると、そんな感じですね。ボディコントロールですね、前足、後ろ足、耳、口みたいな感じですね。【スライド15】

これがふれあいの様子です。これは正直言いまして一番フレンドリーだった兄弟犬の映像です。非常にフレンドリーだったので、割とフリーでさわって、さわってと言ったらだめですね、ふれあっていただいています。もちろんシャイな兄弟もいますので、その場合は職員がずっとついていたりとか、サークルの中にサークルを置くとかという工夫はもちろんしています。これは、譲渡までに簡単な、リードに訓練というよりもならすということで、リードになれるようにしてからということでお渡ししています。【スライド16】

次に、きょうの本題というか、演題の中心なんですけども、譲渡者との連携ということ。先ほど地域で情報発信とか、地域の正しい飼い方の手本になってくださいというようなことを目的としてということをやったんですが、実際は譲渡犬の飼育者みずからが地域で情報発信すると言っても非常に難しいんです。それについて、愛護センター、いわゆる役所からの一方的な働きかけというのは非常に限界があると感じてました。一方、譲渡犬の飼育者の方もそういうふう感じてたんですね。

そういうこともありまして、譲渡犬の飼育者が自主的に運営される飼い主の会というものの必要性を、両者とも感じてたところだったんですが、そういう状況の中、平成16年9月、オープンからかなりたってるんですけども、平成16年9月に譲渡犬飼い主の会、正式名称は兵庫県動物愛護センター譲渡犬飼い主の会ですが、愛称オンリーわん倶楽部とつけられています、が設立されました。【スライド17】

目的と事業の方はこちらの方に挙げておりますが、オンリーわん倶楽部には多くの譲渡者が参加されて、センターと対等の立場でお互いに連携しながら、キーワード



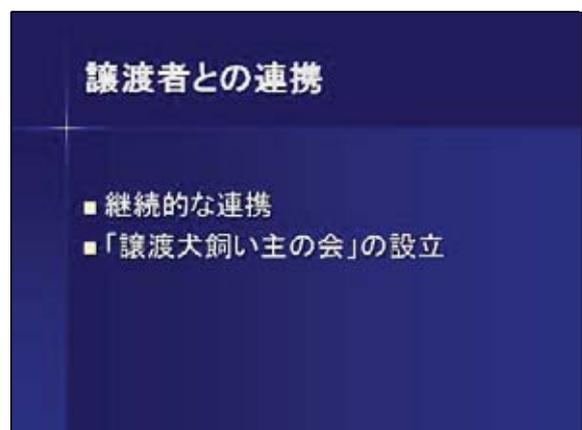
【スライド14】



【スライド15】



【スライド16】



【スライド17】

## オンリーわん倶楽部

(兵庫県動物愛護センター譲渡犬飼い主の会)

(目的)

第2条 本会は、兵庫県動物愛護センターと連携のもと、会員相互の親睦・交流を行うとともに、犬の正しい飼い方等を地域に情報発信することにより、人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 譲渡犬同窓会等の親睦・交流のための事業
- (2) 犬の正しい飼い方等に関する知識の習得のための事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

【スライド 18】

としては動物愛護センターとの連携とか、会員相互の親睦・交流、あるいは地域での情報発信というようなことになるとは思いますが、活動をされています。ちなみに、会費の方は入会金が1,000円で年会費1,200円で運営されているというふうに聞いております。その会の活動なんですが、同窓会であったり、アジリティ・アンド・ドッグカフェであったり、講習会であったり、それからしつけ方教室であったり、それから会報誌の発行ですね、これらの事業をされています。ちょっと写真を持ってきたので、見ていただきます。A B t B / B \_ B : : AA B t B / B \_ B

これは譲渡犬同窓会の様子です。私どもの施設は集まれる芝生の広場が非常に狭いので、参加者が多いため今は2回に分けてやっています。これは1回ですけども、1回当たりでこのときは50世帯で、だから犬が50匹ですね、120人ぐらい参加されています。

これがパン食い競争みたいなことをしているところです。これがいす取りゲームで、これがスプーンリレーの様子ですかね。この日は雨だったので、室内で行いました。これだけ犬が密集して、ふだん会わない人としても、ガウガウけんかにはなりませんので、一定の社会性の確保というのはできているのかなと思います。これはゼッケンをつけて点数を上げてますけども、運動会みたいなこともしてまして、いろんなゲームをして得点を競って、チーム別に分かれて得点を競ってというようなこともしています。ちなみに、例えば得点を競う中で、受付のときに犬の首輪に鑑札と注射済票がついてたら、それだけで基礎点として何点もらえてというようなことで、啓発というような部分でも工夫されています。

A B t B / B \_ B : : AA B t B / B \_ B : : A

10年たちましてセンターも桜並木がきれいになってきましたので、桜の季節にはアジリティ・アンド・ドッグカフェというイベントもしています。これは兄弟犬です。アジリティもするんですけども、もちろんノーリードがだめですよ、あるいはロングリードはこういうふう

## オンリーわん倶楽部の活動

- 譲渡犬同窓会
- アジリティ&ドッグカフェ
- 講習会
- しつけ方教室
- ちよこつと同窓会
- 会報誌の発行

A B t B / B B : : A



A B t B / B B : : A



A B t B / B B : : A



A B t B / B B : : A



【スライド 23】

に使うんですよというようなことも、ここでセンターとしては啓発というか、情報提供というか、を工夫してしてます。【スライド 22】

これは講習会での様子です。この講習会には会員の方ももちろん、一般の県民の方にも御参加いただけるようにして行ってます。これは初期に譲渡した犬はもう10年たってますので、壮年期に入ってますので、老犬介護という題について、これは写真家の児玉小枝先生をお呼びしまして、老犬介護についてお話しいただいてるところです。この講習会は東京農工大の獣医内科学教室の岩崎教授をお呼びしまして、獣医学に基づいた皮膚のお手入れということと、それから実際のグルーミングの実演ですね、これはうちの職員ですけれども、というような講習会をこのときは開きました。【スライド 23】



【スライド 24】

この日は、旭山動物園の坂東、当時副園長ですね、現園長ですけども、お呼びしまして講習会を開いたときです。こちら関西では有名ですけども、ラジオのパーソナリティーの道上洋三さん、伊丹市御在住なので、もお見えになってましたので、ちょっと壇上でお話をさせていただいたというところです。【スライド 24】【スライド 25】

それからこれはしつけ方教室です。これは譲渡者が散歩仲間の方に声かけしまして、10人ぐらい集まりましたので、うちでしつけ教室をしたときの様子です。これ



【スライド 25】



【スライド 26】

は、イベントは非常に準備も大変なんですけど、別に何するでなく井戸端会議みたいな感じで集まっていたらということで、毎月第1月曜日にしつけ指導室を開放しまして、集まっています。この日は夏休みだったのでお子さんもたくさん来られています。【スライド 26】



【スライド 27】

参加を強制しているわけではないんですが、生後1年ぐらいいまでの譲渡された犬については、社会性の確保ということで、月曜日なんですけど、強く参加してくださいということで、強制ではないんですけどね、楽しいので必ず参加してくださいねということで、特に1歳までの犬については参加していただくように、強力にお願いしているところです。【スライド 27】



【スライド 28】



【スライド 29】

これは会報誌ですね、手づくりでつくられています。あえて手書きでということで作られています。【スライド 28】

これはおくれてオープンしました、私どもの三木支所のオープニングセレモニーの様子です。これ私ですけども、黄色のジャケットは職員ですけども、それ以外の方は譲渡犬と譲渡犬の飼い主の方なんです。この日は近くの小学生に来ていただきまして、しつけ体験と触れ合いですね。これは今、心音聞いているところですかね、をしました。こういう事業にもご協力いただいています。

【スライド 28】 【スライド 29】



【スライド 30】

これは役員会の様子です。役員の方は奥様なんですけども、御主人とお子さんも、一緒に参加されて、楽しみ

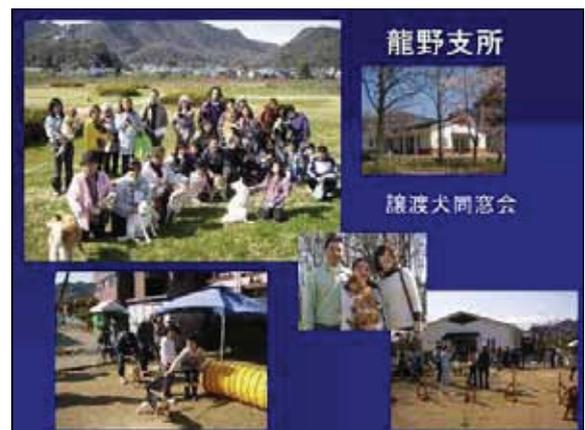
ながらということに重点を置いてされているようです。会費を若干徴収しているということもありまして、余裕ができましたら、こういう啓発のグッズですね、をつくってます。啓発タグなんかも、啓発タグをつくりましょうとか、そのタグの内容とかも、センターの方でこんなことをしたらということでは全くなくて、私どもの知らないところでというか、自主的にこういうものをつくられています。【スライド 30】



【スライド 31】

今見ていただいているのは、うんちは持って帰っています、おしっここの場所にも気をつけています、リードをつけていますというような内容ですけれども、ほかにも何種類かあるというふうに聞いてます。このトートバッグについては、うんち袋を入れて、あとは 500 ミリリットルのペットボトルがすぽっと入る大きさなんですけども、おしっこをした後も不適切な場所であればお水で流しましょうというようなことをされています。

【スライド 31】



【スライド 32】

これが龍野支所での同窓会の様子です。龍野支所の施設はこんな施設です。それからこれが今、私が務めています三木支所の全景と、去年の同窓会の様子です。こちらの方が淡路支所と同窓会の様子です。

支所につきましてはまだ、本所のように会則を設けて組織だって事業を行う、いわゆる飼い主の会というのは

できていないのですが、その設立については準備段階と  
いうことです。しかしながら、各支所においても一部の  
譲渡犬の飼い主さんと、譲渡犬には学校訪問であったり、  
子供セミナーであったり、それらの事業にモデル犬やふ  
れあい犬としてお手伝いをいただいているところです。

A B t B / B \_ B : : A A B t B / B B : : A A B t B / B \_ B : : A



【スライド 33】



A B t B / B B : : A



A B t B / B B : : A

ちょっと、猫の譲渡についてもお話をさせていただきます。  
猫の譲渡につきましては、猫特有のウイルス性疾患  
をどう評価するかであるとか、気質をどう判定するか、  
あるいは完全屋内飼育をどのように履行させるか、履行  
していただくかというようなことを、それらの課題をど

### 譲渡実績

市町村	譲渡犬	譲渡猫	合計
三木市	2	1	3
三木支所	2	1	3
淡路支所	2	1	3
三木支所	2	1	3
淡路支所	2	1	3
合計	10	5	15

A B t B / B B : : A

のように評価して、どのように克服していくかというよ  
うなことがあります、スタートが良かったです。

平成 19 年度から始めております。犬の譲渡も試行錯  
誤の中でなんですけども、特に猫の譲渡はかなり試行錯  
誤しながらしてます、希望者が少ないということもある  
んですけども。現在、平成 19 年度から始めまして、平  
成 20 年度末までに成猫で 6 匹ですね、子猫で 10 匹の  
譲渡が成立しております。A B t B / B \_ B : : A A B t B / B \_ B : : A

### 課題と今後の展開

- 譲渡候補動物の選定・育成
- 譲渡者の決定
- 地域の譲渡者間の連携の強化
- 情報発信(地域活動との連携)

A B t B / B B : : A

最後に、課題と今後の展開ということなんですけども、  
まず、譲渡候補動物の選定と育成ということなんですけど  
も、先ほど数字を見ていただきましたが、現在ではセ  
ンター全体としても多いのは子犬なんです。やはり、日  
本犬系の雑種が割合としては非常に高いです。来る週齢  
も生後 4 週から 5 週ぐらいで来ることが多いんですけど  
も、そのような子犬について、センターという一定の制  
約がある施設の中で、社会化期の大部分を過ごさせるわ  
けなんですけども、どのように過ごさせることが 1 人  
も好き、ほかの人も好き、それから犬も好き、猫も好き、  
環境の変化に強い、いわゆるおっとりとした、よい家庭  
犬に育っていくのかということにつきましては、もっと  
もっとノウハウを蓄積する必要があると考えています。

今後、さらに取り組むべき成犬の譲渡につきましては、  
先ほどの犬種特性の話もありましたし、気質判定の話も

ありましたが、気質判定の技術であるとか、犬種特性に応じた対応、それから飼い主さんとのマッチング、これらについての質をもっと高めていく必要があると考えています。

次に、譲渡者の決定ということについてですが、年齢、家族構成、飼育環境、屋内飼育と屋外での飼育をどう評価するかというようなところでですね。それからお昼間不在になる時間、それから不妊措置への理解の度合いですね、そして非常にあいまいなんですけども、最も重要なことは私は思うんですけども、人柄とか、理解力とか、そういった非常にあいまいな要素も含めて、これらをどう総合的に評価して、総合的に判断するのかなというような作業について、それらを試行錯誤しながら、その質をもっともって高めて行く必要があるのかなと考えています。

標準作業手順なんかの話も先ほどありましたが、これらの課題についてはいわゆるマニュアル、手順書に落とし込める部分についてはマニュアル化して、全職員が均一な対応ができるように、それから面接の技術であったり、個々の動物に応じた対応であったり、なかなかマニュアル化しにくい部分については日々の業務を通じて、職員個々の資質であるとか、経験値であるとかをもっと向上していく必要があると考えています。

次に、譲渡犬の飼育者とセンターとの連携ということなんですが、情報発信をしてください、地域で犬の正しい飼い方について広めてくださいねと言ってるんですけども、これは言葉で言うのは簡単なんですけども、非常に難しいことなんです。そういう部分なんです。今はやはりセンターがあって、センターに譲渡者の会、オンリーわん倶楽部の役員さんが来て、センターと役員さんを中心とした、センターがハブになった連携のあり方なんです。

ところが、譲渡動物もふえてますので、特に阪神間では一つの地域、同じ町内に複数の譲渡犬の飼育者がいらっしゃるというところがかかり出てきました。そういう地区につきましては、役員とかセンターとかを介さずに、直接、地域で譲渡犬の飼育者の方がお互いに連携できるような状況が生まれたらいいなと考えています。

あと、情報発信という部分では、地域活動との連携というのが大事だと思っています。積極的に地域でということになりましたら、既存の自治会の活動等ですね、例えば自治会のニューズレターであったり、自治会活動の一環としての講習会ですね、例えばその地区ではパピーを飼えば、その講習会を受けるのが当たり前よみたいになれば、それはなかなか難しいんですけども、そういうことができるような仕掛けというか、仕組みづくりとい

うかをこれから取り組んでいきたいなと考えておりません。【スライド 37】



【スライド 38】

以上、動物愛護センターの犬の譲渡事業につきまして、譲渡犬の飼育者との連携という視点を中心に簡単に紹介させていただきました。

最後に、このような発表の場を、機会を与えてくださいました、Knots様、それからマースジャパンリミテッド様、それから社団法人日本動物福祉協会様初め関係各位に感謝しまして、私のお話を終わりたいと思いません。どうも御清聴ありがとうございました。

○山崎恵子

三谷先生、ありがとうございました。

オンリーわん倶楽部を通して、民間を使って、こういった行政の事業がいかに広まっていくかという、とてもいい例だと思いますが、次はこれをさらに進めた事例になります。民間と行政とが本当にタイアップしたCCクロの事例報告ということで、神戸市とそれから日本動物福祉協会のCCクロ代表者、お二人に御発表いただきます。まずは、神戸市動物管理センターの湯木先生、お願いいたします。